

施行承認工事要綱（道路管理者以外の者の行う工事）

1 基本法

(1) 道路法第24条

道路管理者以外の者は、道路法第12条、第13条第3項又は第19条から第22条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承諾を受けて、道路に関する工事又は道路の維持を行うことができます。

2 承認事務の手続き

(1) 承認申請

①申請書の様式は、別紙様式です。

②添付図書は占用許可申請にならって次のとおりです。

位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図（写し）、求積表、誓約書、同意書、現況写真、その他必要と認める書類

なお、工事の種類により必要に応じて次の図書を添付してください。

工事計画書、構造計算書、流末処理の計画と関係者の承諾書、他の権利者の許可書又は承諾書

③申請書は正副3部提出してください。

3 承認基準

(1) 一般的事項

①道路の構造又は機能上の効用を低下させるものではなく、かつ真にやむを得ないものであること。

②道路の交通に支障を及ぼさないものであること。

③道路法第2条の規定による道路施設、工作物、道路の附属物で引継ぎ可能なもの。

(2) 取付け道設置の場合、車両出入口工事の場合、法面埋立切取等の場合、その他の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によることとします。

(3) 承認に付する条件

道路管理者はその工事を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断します。また、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するため必要な条件を付し（道路法第87条）、承認又は不承認の処分を行います。

(4) 処分違反工事について

本条の規定又はこれに基づく道路管理者の処分に違反して道路に関する工事又は維持が行われた場合などには、道路法第71条（監督処分）の規定が適用されます。

(5) 不承認の処分不服について

不承認の処分又は条件の付与に対して不服があるときは、不服申立て及び訴訟を提起することができます。（道路法第96条参照）

(6) 道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用

道路管理者以外の者が行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、本条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担することになります。（道路法第57条）

4 承認工事について

- (1) 車両出入口幅は必要最小限とし、道路法第24条及び同第87条に照らし、車両の不規則な出入りによる危険防止のため歩道の有無にかかわらず下記のとおりとします。なお、すりつけ区間は含みません。
 - ① 小型自動車
車道幅員、歩道幅員に関わらず同一とします。 乗入れ幅 5.0m (最大乗入れ幅)
※歩道本来の目的確保の為
 - ② 中型自動車
車道幅員、歩道幅員に関わらず同一とします。 乗入れ幅 7.0m
 - ③ 普通自動車 (大型車)
「道路管理の手引」に基づき審査を行います。
 - ④ 業務目的における小型自動車乗入れ通路幅について
車道幅員、歩道幅員に関わらず同一とします。 乗入れ幅 6.0m (最大乗入れ幅)
 - ⑤ 大型店舗等における小型自動車乗入れ通路幅について
車道幅員、歩道幅員に関わらず同一とします。 乗入れ幅 8.0m (最大乗入れ幅)
 - ⑥ その他
 - (ア) 車道、歩道幅員等が現地に適合しない場合は、平成7年11月2日付栃木県道維発第137号に示す計算式(軌跡図)で通路幅を計画してください。
 - (イ) 隣接する出入口との間隔は原則として、出入角90度の場合2m以上、出入角60度の場合は民地側で5m以上かつ車道側で2m以上とし、なおかつ原則として出入口の間隔は隣接する出入対象施設境界より、出入角90度の場合1m以上、出入角60度の場合は車道側で1m以上とすることとします。
 - (ウ) 歩道、L型側溝、植栽等が無い箇所業務目的以外の小型自動車の宅内乗入れ幅については、上記(ア)、(イ)を適用しません。
- (2) 歩道における段差及び勾配等に関して、平成11年9月17日付栃木県道維発第126号を承認基準とします。
- (3) 新規に出入口を設置する申請者は、不要な出入口は歩道に復旧してください。
- (4) 出入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止め等を設け車両が出入口以外の場所から出入り出来ないよう措置してください。
- (5) 申請道路が町道に向かって下り勾配の場合は、申請道路の排水を考慮してください。
- (6) 乗入れ工事の目的が大型店舗、大型施設等の場合で、町道に向かって下り勾配の場合は、民地側に側溝等を設置し排水を考慮してください。
- (7) 道路法面の埋立てを行う場合、埋め立て部分からの雨水等が道路上に流入しないように側溝等を設置してください。
- (8) 申請箇所に植樹の移植が発生した場合は、道路管理者の指示する場所に移植してください。
- (9) その他特殊な承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によることとします。
- (10) 車両出入口舗装構成

舗 装 構 成 (単位：cm)					適 用
加熱アスファルト混合物		路 盤 厚		路 床 置 換	
表層	基層	上層路盤	下層路盤		
5		15	20		①小型自動車 乗入れ幅 5.0m (最大乗り入れ幅)
5		15	35		②中型自動車 乗入れ幅 7.0m
5	5	15	30	40	③普通自動車 (大型車)
5		15	35		④業務目的における小型自動車乗入れ通路幅 について 乗入れ幅 6.0m(最大幅)
5		15	35		⑤大型店舗等における小型自動車乗入れ通路幅 について 乗入れ幅 8.0m(最大幅)

※加熱アスファルト混合物 ◇表層 密粒度As 20 (50) ◇基層 粗粒度As 20 (50)

◆路盤材 ◇上層 M40 ◇下層 RC40

◆路床材 100~0

◆路盤材料の設計密度は車道並とします。

◆路盤材料は、再生材の使用を原則とします。

(11) 車両出入口の既設側溝の取り扱いについて

①小型自動車 乗入れ幅 5.0m (最大乗入れ幅)

(ア)既設側溝がU4の場合は、民地側の側面を厚さ15cmのコンクリートで補強してください。ただし、それと同等の強度を要する構造にするときは、構造を変更することができます。

(イ)既設側溝がU12の場合は、車両出入口幅 (切り下げ部幅) の側溝をU5に布設替えしてください。ただし、それと同等の強度を要する構造にするときは、構造を変更することができます。

②中型自動車 乗入れ幅 7.0m

U5のボルト固定式グレーチングの側溝に布設替えしていただくか、又は同等以上の強度を要する構造 (円形側溝等) の側溝に布設替えしてください。

③普通自動車 (大型車)

U5のボルト固定式グレーチング、プレート巻きの側溝に布設替えしていただくか、又は同等以上の強度を要する構造 (円形側溝等) の側溝に布設替えしてください。

④業務目的における小型自動車乗入れについて 乗入れ幅 6.0m (最大幅)

①の小型自動車の (ア) に準じてください。

⑥大型店舗等における小型自動車乗入れについて 乗入れ幅 8.0m (最大幅)

②の中型自動車に準じてください。

※補強延長については、乗入れ幅に合わせて行ってください。

※現場打側溝を新設する場合は、土木構造物標準設計を原則としてください。なお、既設側溝を利用する場合は、構造物の状態を十分調査して補強方法を検討することとします。

※その他の形状の側溝については、道路構造令のほか、道路管者がその工事を行う場合の技術基準等によることとします。

5 ゆうきが丘団地・本郷台団地に関する基準

(1) ゆうきが丘団地・本郷台団地については、道路交通保全及び住宅地としての景観・環境を高度に維持増進するために別に定めることとします。

①ゆうきが丘団地内の敷地に設ける乗入れ口（車両用）は、道路の隅切部分及び植栽帯に設置してはいけません。（ゆうきが丘団地建築協定第8条3）又、地区外道路に面する敷地は、直接地区外道路に乗入れ口（車両用）を設置してはいけません。（ゆうきが丘団地建築協定第8条4）

②本郷台団地内の敷地に設ける乗入れ口（車両用）は、道路の隅切部分及び植栽帯に設置してはいけません。ただし、植栽帯への設置に関して、道路に面する側の申請者敷地延長内で移植可能な場合で景観上問題が無いとされる場合は除きます。